



ココロまじわうトコロ

宇和島

消費生活施策に関する市長からのメッセージ

悪質商法や契約トラブルなど・・・
消費生活に関するご相談は『消費生活センター』まで

宇和島市では、年々多様化、巧妙化する消費者トラブルに対応するため、宇和島市消費生活センターを開設し、日々相談を受け付けています。

令和2年度の相談件数は350件（前年度より9件増）で、前年度に引き続き、通信販売での相談が多く寄せられました。その中でも特に多い相談は、インターネットによる定期購入契約です。初回のみ通常よりも安い価格で購入できることからサプリメントや化粧品などを注文。消費者側は1回だけのつもりが、2回目の商品が届いたことで、初めて定期購入契約に気付いたといった事例です。

また、携帯電話のSMSで、宅配業者を騙り「不在のため荷物を持ち帰った。」などというものや、大手事業者等を騙り「未納料金がある。連絡なき場合は法的手続きに移行する。」などとメッセージが届く架空請求の事例があります。

消費生活センターでは、相談以外にも、職員が悪質商法、架空請求などの手口や対策について事例を交えて講話を行う「出前講座」を実施したり、広報うわじま啓発用折込チラシ、防災ラジオや「安心・安全情報メール」等の伝達手段を活用しながら、被害の未然防止、拡大防止に日々積極的に取り組んでおります。

引き続きこれらの啓発活動を実施していくとともに、市民の相談窓口としての専門知識及び相談対応能力の向上をはじめ、消費者行政の維持・拡充に努めてまいります。

今後も、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な消費者トラブル、特にワクチン接種などに関連した詐欺、あわせて、民法改正による成人年齢引き下げに伴う若年者の消費者トラブルなどにも十分ご注意ください、お困りのことがありましたら、ご相談ください。

令和3年6月1日

宇和島市長 岡原 文彰